令和7年度「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集の公示

個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。)第53条第2項の規定に基づき、令和7年度「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集に関し必要な事項(提案の募集要綱)を以下のとおり公示します。

株式会社国際協力銀行

1. 趣旨

行政機関等が保有する個人情報の効果的な利活用が、新たな産業の創出、活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第111条の規定に基づいて、株式会社国際協力銀行が保有する保有個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を募集するものです。

2. 提案の対象となる個人情報ファイル

提案の対象となる具体的な個人情報ファイルは、株式会社国際協力銀行のホームページ (Web サイト) に公表していますので、提案の前にご確認ください。

〇 株式会社国際協力銀行の個人情報ファイル簿一覧

https://www.jbic.go.jp/ja/image/000001718.pdf

- (参考)次の(1)から(3)までのいずれにも該当する個人情報ファイルを加工して得られた 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を提案の対象としています。
- (1) 個人情報ファイル簿が作成され、公表されることとなるもの(法第60条第3項第1号)
- (2) 個人情報ファイルに独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第 140号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。)による開示請求(情報公開請求)が あったとしたならば、次の①又は②のいずれかを行うこととなるもの
 - ① 個人情報ファイルに記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすることとなるもの(法第60条第3項第2号イ)
 - ② 独立行政法人等情報公開法第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えることとなるもの(法第60条第3項第2号ロ)
- (3) 行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、行政機関等匿名加工情報を作成することができるものであること(法第60条第3項第3号)

3. 提案の主体(提案者の要件)

行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人、法人その他の団体 の別を問いません(注)。また、単独提案、共同提案のいずれも可能です。 ただし、法第113条の規定により、次に掲げる①から⑥まで(欠格事由)のいずれかに該当する者は提案できません。

- ① 未成年者
- ② 精神の機能の障害により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ③ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ④ 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ⑤ 法第120条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- ⑥ 法人その他の団体であって、その役員のうちに上記①から⑤までのいずれかに該当する者があるもの
- (注)代理人による提案をする場合は、その代理人の権限を証する書面を添えて提案してくだ さい。

4. 募集期間

令和7年10月20日(月)から11月28日(金)午後5時00分まで

5. 提案の方法

(1)提出書類

提案に当たっては、次に掲げる書類(以下「提案書類」という。)を提出してください。

〇 提案書類

- ① 提案書
 - □行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書
- ② 添付書類
 - □誓約書(上記3.の①から⑥までに該当しないことを誓約する書面)
 - □行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業が新たな産業の創出又は活力ある 経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明らかにする書面
 - 口提案をする者の本人確認書類(注1)
 - 口その他株式会社国際協力銀行が必要と認める書類
 - 口委任状 (代理人の権限を証する書面) (注2)
- (注1) 提案をする者が個人である場合は、運転免許証、個人番号カード等の写しを添付してください。提案する者が法人その他の団体である場合は、登記事項証明書や印鑑登録証明書等(提案の日前6か月以内に作成されたものに限る。) を添付してください。
- (注2) 代理人による提案をする場合に限ります。

(2) 提案書類の提出方法

持参(注1)又は郵送・信書便(注2)により提出してください。 提案書類2部を提出してください。

(注1) 持参による場合は、平日の午前9時30分から午後5時00分まで(午後0時から午

後1時までを除く。)

(注2) 郵送・信書便による場合は、封筒の表面に「行政機関等匿名加工の利用に関する 提案書類在中」と朱書きしてください。また、締切日当日必着です。

〇 提案書類の提出先

〒100-0004

東京都千代田区大手町1丁目3番2号経団連会館14階 株式会社国際協力銀行 法務・コンプライアンス統括室コンプライアンス統括課 (行政機関等匿名加工情報提供事務窓口)

6. 提案の審査基準

提案については、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査します。

- ① 提案者が法第113条各号(欠格事由)のいずれにも該当しないこと。
- ② 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて 1,000 人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
- ③ 特定される加工の方法が特定の個人を識別できないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして規則第62条で定める基準に適合するものであること。
- ④ 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
- ⑤ 利用期間が事業の目的内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間であること。
- ⑥ 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用目的・方法、漏えい防止等の適切な管理の ために講ずる措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために 適切なものであること。
- ⑦ 行政機関の長等が提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に当該行政機関 等の事務に著しい支障を及ぼさないものであること。

7. 審査結果の通知

提案に対する審査結果は、各提案者に個別に通知します。

8. 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約

審査基準に適合すると認めるときは、提案者に対して審査結果通知書とともに同封する「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書」及び契約の締結に関する書類(契約書2通)に必要事項を記入して提出することにより、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。この場合、所定の手数料を納付していただきます。ただし、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結後は、契約条件の変更は認めません。

なお、提案が審査基準に適合しないと認めるときは、審査結果通知書に理由を付してその旨 を通知します。

9. 留意事項

- (1) 提案者は、提案書類の提出をもって、この募集要綱の記載内容を承諾したものとします。
- (2) 株式会社国際協力銀行からの審査結果通知書等の発送料を除き、提案に係る一切の費用は提案者の負担となります。
- (3) 提案書類の不備や記載事項が不十分と認めるときは、説明や提案書類の訂正を求めることがあります。
- (4) 株式会社国際協力銀行が作成・提供をした行政機関等匿名加工情報の原著作権は株式会社 国際協力銀行に帰属します。
- (5) 行政機関等匿名加工情報の利用は契約に基づくものであるため、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の対象外となります。
- (6) 提案書類は返却しません。

10. 提案に関する連絡先

提案の手続等についてご不明な点がございましたら、次の連絡先までお問い合わせください。なお、相談内容により時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

〇 提案に関する連絡先

株式会社国際協力銀行 行政機関等匿名加工情報提供事務窓口 (法務・コンプライアンス統括室コンプライアンス統括課)

電 話: 03-5218-3034

行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

株式会社国際協力銀行 御中

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所(法人その他の団体にあっては、本店又は主 たる事務所の所在地を記載すること。)

(ふりがな)

氏 名(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

連 絡 先 (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。)

個人情報の保護に関する法律第 112 条第1項の規定により、以下のとおり行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。

- 1. 個人情報ファイルの名称
- 2. 行政機関等匿名加工情報の本人の数
- 3. 加工の方法を特定するに足りる事項
- 4. 行政機関等匿名加工情報の利用
 - (1) 利用の目的
 - (2) 利用の方法

- (3) 利用に供する事業の内容
- (4) 上記(3) の事業の用に供しようとする期間
- 5. 漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置
- 6. 行政機関等匿名加工情報の提供の方法

(1) 提供媒体	\Box CD-R	\square DVD $-R$
(2) 提供方法	□ 交付	□ 郵送

(記載要領)

- 1.「個人情報ファイルの名称」には、株式会社国際協力銀行のホームページにおいて公表されている個人情報ファイル簿(個人情報の保護に関する法律第 110 条第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨が個人情報ファイル簿に記載されている個人情報ファイルに限る。以下同じ。)の「個人情報ファイルの名称」を記載すること。
- 2.「行政機関等匿名加工情報の本人の数」には、提案をする者が提供を求める行政機関等 匿名加工情報に含まれる本人の数(下限は千人)を記載すること。
- 3.「加工の方法を特定するに足りる事項」には、株式会社国際協力銀行において具体的かつ明確に加工の方法を特定できる情報を記載すること。具体的には、個人情報ファイル簿に掲載されている「記録項目」のうち行政機関等匿名加工情報として提供を希望する記録項目名及び当該記録項目名ごとの情報の程度(例えば、記録項目が「住所」であれば「都道府県名のみ」とする。)を記載すること。

なお、提案のあった個人情報ファイルを構成する保有個人情報に、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号以外の不開示情報が含まれる場合、当該不開示情報に該当する部分は加工対象から除かれることに注意すること。

- 4. 「行政機関等匿名加工情報の利用」には、(1)から(4)までの事項を具体的に記載すること。また、(4)の「上記(3)の事業の用に供する期間」には、事業の目的、内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
- 5. 「漏えいの防止等行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、個人情報保護委員会が作成した「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(匿名加工情報編)」を踏まえて記載すること。
- 6.「行政機関等匿名加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」 マークを入れること。
- 7. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

年 月 日

株式会社国際協力銀行 御中

(ふりがな)

氏 名 (法人その他の団体にあっては、名称及び 代表者の氏名を記載すること。)

個人情報の保護に関する法律

第 112 条第 3 項 第 118 条第 2 項において 準用する第 112 条第 3 項

の規定により提案する者(及びその役員)が、同法第 113 条各号に該当しないことを誓約します。

(記載要領)

- 1. 不要な文字は、抹消すること。
- 2. 役員とは、取締役、執行役、業務執行役員、監査役、理事及び監事又はこれらに準ずるものをいう。
- 3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

郵	便	釆	早
ΨЦ\	.144	44	\rightarrow

(ふりがな)

住所又は居所

受任者 (ふりがな)

氏 名

連絡先

上記の者を代理人とし、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第112条 第1項・第118条第1項前段・第118条第1項後段、第115条及び第119条の規定による手 続に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所

委任者

(ふりがな)

氏 名

連絡先

記載要領

- 1. 不要な文字は、抹消すること。
- 2. 法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3. 委任者が法人その他の団体にあっては、住所又は居所には本店又は主たる事務所の 所在地を記載すること。
- 4. 連絡先には連絡の取れる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部 署がある場合は、当該担当部署及び担当者を記載すること。
- 5. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。